

平成 27 年条例第 6 号

津市道の駅津かわげの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、道の駅津かわげ（以下「道の駅」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市の特産品等の展示・販売及び地域資源等に係る情報の発信を行うとともに、交流・連携の場及び休憩の場として提供し、さらには地域の防災拠点として活用することにより、本市の魅力発信、地域の活性化及び道路利用者の利便性の向上並びに地域の防災機能の充実に資するため、道の駅を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 道の駅津かわげ
- (2) 位置 津市河芸町三行 255 番地 4

(指定管理者による管理)

第 4 条 道の駅の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 本市の特産品等の展示・販売及び地域資源等に係る情報発信のための企画及び運営に関する業務
- (2) 交流・連携の場としての提供に係る企画及び運営に関する業務
- (3) 防災拠点として活用される場合における支援・協力に関する業務
- (4) 道の駅の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 6 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の

定めるところに従い道の駅の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 道の駅の管理に係る事業計画書
- (2) 道の駅の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 道の駅の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
- (2) 道の駅の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (3) 道の駅の管理を適確に遂行するに足りる物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 道の駅の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 道の駅の管理に係る経費の収支状況
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、道の駅の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第13条 道の駅を利用する者（以下「利用者」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(利用者に対する指示)

第14条 指定管理者は、道の駅の管理上必要があるときは、利用者に対し指示をすることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月24日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。